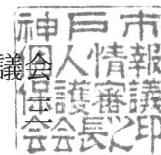


答申第 957 号  
令和 3 年 8 月 31 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 27 日付け健保保第 5691 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場における  
医療従事者等勤務シフト管理アプリの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種の大規模接種会場において、医師、看護師、薬剤師など多数の医療従事者が職務に従事するにあたり、医療従事者の勤務シフト管理アプリを構築することは、医療従事者の勤務シフトを迅速かつ正確に作成することが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場における  
医療従事者等勤務シフト管理アプリの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 957

当該アプリに入力する情報

- ・氏名
- ・電話番号
- ・所属団体
- ・職種
- ・勤務日
- ・勤務時間